平成２８年（フ）第１１４１号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地８棟1009号
債務者　北**原**ひとみ
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１２号
愛知県豊明市沓掛町東本郷150番地　セトル本郷801号
債務者　木村　聡子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成28年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６３号
兵庫県尼崎市栗山町１丁目23番１―307号
債務者　松本　　登
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３７２号
兵庫県尼崎市常松１丁目７番40号　イーストティアラ　101号、前住所兵庫県西宮市段上町６丁目15番５―401号
債務者　宮下　典眞
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７９号
兵庫県西宮市枝川町２番129―501号
債務者　菅谷　幸弘
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４号
兵庫県洲本市上物部１丁目７番10号　中川ハイツ１Ｆ
債務者　多和　広次
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第９５号
徳島県板野郡板野町川端字内井30番地１、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地79
債務者　川井千津子
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１０号
愛媛県松山市樽味４丁目３番16号
債務者　西岡美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
愛媛県西条市実報寺甲918番地　木原方、前住所愛媛県西条市三芳2283番地５
債務者　渡邉　　好
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第８２号
愛媛県新居浜市坂井町３丁目３番36号
債務者　野口　翔平
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第６０号
福岡県宮若市下有木1056番地１
債務者　齊藤　　淳
1　決定年月日時　平成28年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３２号
福岡県八女市大島135番地
債務者　江田　光晴
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３３号
福岡県八女市大島135番地
債務者　江田美砂子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３９号
福岡県八女市国武603番地
債務者　大石　　論
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第５７号
福岡県田川郡福智町伊方4411番地　町営新門団地８棟116号
債務者　髙橋　知子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第２５４号
千葉県野田市山崎新町23番地の１　ヴィラコートセントリビエⅡ103
債務者　滝田圭介こと　デラ　セーナ　ケイスケ
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第３８２号
千葉県柏市弥生町８番６号　大森コーポ201号
債務者　丹羽　優美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部